au でんき供給約款（関西電力･auEL）料金表
（オール電化･東京電力エリア）

au でんき供給約款（関西電力･auEL）〔2025 年 10 月 1 日実施。〕（以下「au でんき約款」といいます。）における，電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において，au エネルギー&ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）が定めます。本料金表のほか，KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）の WEB de 請求書ご利用規約，au かんたん決済会員規約，「請求統合」に係る取扱い規約および「KDDI まとめて請求」に係る取扱い規約（以下，これらを併せて「関連規程」といいます。）ならびに au でんき約款および本料金表による電気供給サービスに関連する auEL または KDDI が定める諸規程（auEL または KDDI が別に WEB サイト等において公表するご利用条件等を含みますが，これらに限られません。以下「諸規程」といいます。）は，本料金表の一部を構成するものとします。本料金表と諸規程との間に矛盾，抵触が生じた場合は，当該諸規程を優先して適用するものとします。

1 契 約 種 別

この料金表の契約種別は，次のとおりといたします。

提供エリア	契約種別
東京電力エリア	オール電化（東京 D） オール電化（東京 D）割引

１－１　オール電化（東京 D）およびオール電化（東京 D）割引のうち，アンペア契約

（1）　適用範囲

電灯または小型機器を使用され，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで，総容量（入力）が原則として１キロボルトアンペア以上の別表２（電気給湯設備等ににかかわる取扱い）に定める小型機器（以下「電気給湯設備等」といいます。）を使用し，契約電流が 10 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であるものに適用いたします。

なお，オール電化（東京 D）割引については，契約切替前のご契約内容が，別表３（ポイント還元）で指定するお客さまに適用いたします。

（2）　供給電気方式，供給電圧および周波数

au でんき約款８（供給電気方式，供給電圧および周波数）（4）によります。

（3）　契約電流または最大需要容量

イ　契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，原則としてお客さまの申出によって定めます。なお，他の小売電気事業者から契約を切り替える場合は，原則として，他の小売電気事業者との契約終了時点の

契約電流の値を引き継ぐものといたします。また，お引越し先で新たに電気の使用を開始される場合の契約電流は,原則として,お引越し先に設置のブレーカー等による契約電流の値といたします。

ロ 当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者等は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(4) 時間帯区分

時間帯区分は次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前 6 時から翌午前 1 時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

毎日午前 1 時から午前 6 時までの時間をいいます。

(5) 料　　金

料金は，4（料金の算定期間）に定める料金の算定期間における使用電力量にもとづき次によって算定された金額および 11（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，12（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は，12（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，12（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，12（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は，料金および料金（11〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

イ 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	283.40円（311.74円）
契約電流15アンペア	425.11円（467.63円）
契約電流20アンペア	566.81円（623.50円）
契約電流30アンペア	850.22円（935.25円）
契約電流40アンペア	1,133.63円（1,247.00円）
契約電流50アンペア	1,417.04円（1,558.75円）
契約電流60アンペア	1,700.45円（1,870.50円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) 昼間時間

	税抜額（税込額）
1キロワット時につき	32.50円（35.75円）

(ﾛ) 夜間時間

	税抜額（税込額）
1キロワット時につき	25.32円（27.86円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その1月の料金は，次の最低月額料金および11（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	298.25円（328.08円）

(6) 使用電力量の算定

料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は，時間帯別に，30 分ごとの使用電力量を，料金の算定期間（ただし，需給契約が消滅する場合で，特別の事情があるときは，消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値とし，その端数は，小数点以下第一位で四捨五入いたします。また，料金の算定期間の使用電力量は，料金の算定期間の，時間帯別の使用電力量を合計した値といたします。

1－2 オール電化（東京 D）およびオール電化（東京 D）割引のうち，アンペア契約以外

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用され，当該一般送配電事業者等が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで，総容量（入力）が原則として 1 キロボルトアンペア以上の別表 2 （電気給湯設備等ににかかわる取扱い）に定める小型機器（以下「電気給湯設備等」といいます。）を使用するお客さまで，契約容量が 1 キロボルトアンペア以上であるものに適用いたします。

なお，オール電化（東京 D）割引については，契約切替前のご契約内容が，別表 3 （ポイント還元）で指定するお客さまに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

au でんき約款 8 （供給電気方式，供給電圧および周波数）（2）によります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約容量

契約主開閉器もしくは負荷の実情等に応じ，お客さまと auEL との協議によって定めます。なお，他の小売電気事業者から契約を切り替える場合は，原則として，他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量または契約電力（この場合，1 キロワットを 1 キロボルトアンペアとみなします。）の値を引き継ぐものといたします。

なお，関西電力，auEL または当該一般送配電事業者等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(5) 時間帯区分

時間帯区分は次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前 6 時から翌午前 1 時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

毎日午前 1 時から午前 6 時までの時間をいいます。

(6) 料金

料金は，基本料金，電力量料金，および 11（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，12（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は，12（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，12（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，12（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は，料金および料金（11〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

イ 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	283.40円（311.74円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) 昼間時間

	税抜額（税込額）
1キロワット時につき	32.50円（35.75円）

(ﾛ) 夜間時間

	税抜額（税込額）
1キロワット時につき	25.32円（27.86円）

(7)　使用電力量の算定

料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は，時間帯別に，30 分ごとの使用電力量を，料金の算定期間（ただし，需給契約が消滅する場合で，特別の事情があるときは，消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値とし，その端数は，小数点以下第一位で四捨五入いたします。また，料金の算定期間の使用電力量は，料金の算定期間の，時間帯別の使用電力量を合計した値といたします。

2　承諾の限界および遵守事項

(1)　承諾の限界

auEL は，法令，電気の需給状況，お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況，お客さままたはお客さまの同居の家族による au でんき約款で定める KDDI サービスの利用状況，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況，料金の支払状況（auEL または KDDI の他のサービスの料金および既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。

(2)　遵守事項

お客さまは，au でんき約款にもとづき供給される電気を使用されるにあたり，以下に定める行為を行ってはならないものとします。

イ　他人の権利を侵害し，公序良俗もしくは法令に反し，または他人の利益を害する態様で電気を使用すること。

ロ　他人になりすまして auEL または KDDI の各種サービスを利用する行為

ハ　お客さまが，需給契約の申込みその他の場合において，お客さまの氏名，住所等に関し事実に反する申出を行うこと。

ニ　auEL または KDDI のサービスの運営を妨げる行為

3　料金の適用開始の時期

料金は，需給開始の日から適用いたします。

4　料金の算定期間

料金の算定期間は，１の暦月の起算日（auEL が定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間といたします。ただし，電気の供給を開始した場合の算定期間は，開始日から次の暦日の起算日の前日までの期間とし，需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，１の暦月の起算日から消滅日の前日までの期間といたします。

5 料金の算定

料金は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合を除き，料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。

6 日 割 計 算

(1) auEL は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合は，次により料金を算定いたします。

イ 基本料金または最低月額料金は，7（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて 7（日割計算の基本算式）(3)により算定いたします。ただし，料金適用上の電力量区分については，7（日割計算の基本算式）(2)により日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて 7（日割計算の基本算式）(4)により算定いたします。

ニ イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

(2) (1)により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日を含み，消滅日を除きます。

(3) au でんき約款 7（需給契約の成立および契約期間）(2)ロによりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は，au でんき約款 36（需給契約の消滅）(2)イにかかわらず，契約期間満了による需給契約の消滅は，料金の算定上，需給契約の消滅とみなしません。

7 日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

(1) 基本料金または最低月額料金を日割りする場合

$$1\text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお，4 月の最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金については，検針日の前日までの期間および検針日以降の期間それぞれを 1 月とみなして上式を適用し，合算して算定いたします。

(2) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合は料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(3) 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合は料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

8 料金等の支払い

(1) auEL は料金その他の au でんき約款および料金表に基づく債権（以下「料金等」といいます。）について，KDDI に譲渡するものとし，お客さまは，auEL または KDDI が定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに，auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。

(2) (1)において，料金等は，支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(3) 料金について，auEL または KDDI は，auEL または KDDI に特別の事情がある場合は，お客さまの承諾をえて，auEL または KDDI の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(4) auEL および KDDI は，口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。)等 auEL および KDDI 所定の事由に該当するときは，auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い，その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。

(5) お客さまは前項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは，次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし，その他 auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。

区分	単位	手数料額
窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 430 円 （税込額 473 円）

(6) auEL および KDDI は，料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後，サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって，auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は，auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。

(7) お客さまは，前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは，次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし，その他 auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。

区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 （払込取扱票発行手数料）	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 230 円 （税込額 253 円）

(8) お客さまは，料金その他の債務について，支払期日の経過後に支払う場合，料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。

区分	手数料の額
1　2 以外の場合 （期日後料金支払手数料）	税抜額 300 円（税込額 330 円）

2　auEL または KDDI 指定の金融機関口座への振込又は金融機関の窓口において支払う場合	金融機関等が定める額
備考　auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは,区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	

(9)　関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は，関連規程又は諸規程に定めるところによります。

9 延 滞 利 息

お客さまは，料金等（これらにかかる消費税および地方消費税相当額ならびに延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）について支払期日を経過してなお支払いがない場合には，支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の auEL または KDDI が定める日数について年 14.5%の割合（年当たりの割合は，閏年の日を含む期間についても，365 日当たりの割合といたします。）で計算してえた額を延滞利息として，auEL または KDDI が指定する期日までに支払っていただきます。

10 違　約　金

(1)　お客さまが次のいずれかに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，auEL は，その免れた金額の 3 倍に相当する金額を，違約金として申し受けることがあります。

イ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ロ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ハ　au でんき約款 38（解約等）(3)に該当する場合

(2)　(1)の免れた金額は，au でんき約款および料金表に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3)　不正に使用した期間が確認できない場合は，auEL が決定した期間といたします。

11 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし,再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお，auEL は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ auEL の指定するホームページで公開いたします。

(2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

なお，検針日とは，原則として当該一般送配電事業者等が検針を行った日といたします。

(3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，４月については，検針日の前日までの使用電力量および検針日以降の使用電力量にそれぞれの再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用し，合算して算定いたします。

なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときは，お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

12　燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α，β，およびγは，契約種別ごとに以下のとおりといたします。

オール電化（東京 D） オール電化（東京 D）割引	α＝0.0048	β＝0.3827	γ＝0.6584

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

(イ) 燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(i) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$燃料費調整単価 = (基準燃料価格 - 平均燃料価格) \times \frac{(2)の基準単価}{1,000}$$

(ii) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) \times \frac{(2)の基準単価}{1,000}$$

(ロ) 基準燃料価格は以下のとおりといたします。

オール電化（東京 D） オール電化（東京D）割引	86,100円

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	6 月ご使用分
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	7 月ご使用分
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	8 月ご使用分
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	9 月ご使用分
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	10 月ご使用分
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	11 月ご使用分
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	12 月ご使用分
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月ご使用分

毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月ご使用分
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月ご使用分
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月ご使用分
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 5 月ご使用分

ニ　燃料費調整額

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，基準単価は，次のとおりといたします。		税抜額（税込額）
オール電化（東京 D） オール電化（東京 D）割引	1 キロワット時につき	0.166 円（0.183 円）

(3) 燃料費調整単価等の掲示

auEL は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格，1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を auEL の指定するホームページで公開いたします。

13 契約者等に係る情報の利用

au でんき約款および本料金表による電気供給サービスに関して取得したお客さまに関する情報の取扱いについては，別途 auEL の定める「au エネルギー＆ライフ プライバシーポリシー（http://kddi-l.jp/X96）」が適用されます。

14 その他

この料金表に基づき提供される電気供給サービスには，auEL の別途定める「au でんきポイントで割引規約」および「au でんきに関するポイント特典付与条件」を適用しないものといたします。

附　　則

この料金表の実施期日

この料金表は，2025 年 10 月 1 日から実施いたします。

別　　表

1　夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

(1)　夜間蓄熱式機器とは，次のいずれにも該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

イ　主として夜間時間に通電する機能を有すること。

なお，「主として夜間時間に通電する機能」とは，次の場合を含みます。

(ｲ)　お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

(ﾛ)　技術的，経済的にやむをえず別計量を希望される場合で，当該一般送配電事業者等が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合

ロ　イの通電時間中に蓄熱のために使用されること。

(2)　夜間蓄熱式機器等を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，関西電力および auEL に申し出ていただきます。なお，お客さまが無断で夜間蓄熱式機器等を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で，引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは，関西電力および auEL は，au でんき約款 38（解約等）(3)に準じて需給契約を解約することがあります。

(3)　関西電力および auEL は，(1)に定める夜間蓄熱式機器等の機能を確認させていただきます。この場合，関西電力および auEL は，夜間蓄熱式機器等の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

2　電気式給湯設備等にかかわる取扱い

(1)　電気式給湯設備等とは，次のいずれかに該当する機器をいいます。

イ　夜間蓄熱式機器

ロ　夜間蓄熱式機器に該当しない貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能とをあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器で，小型電気温水器等（台所や洗面など，浴室を含まない給湯需要の一部をまかなう機器）を除く

ハ　関西電力が，電気式給湯設備等に該当すると認めた機器

(2)　電気給湯設備等を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，関西電力および auEL に申し出ていただきます。なお，お客さまが無断で電気給湯設備等を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で，引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは，関西電力および auEL は，au でんき約款 38（解約等）(3)に準じて需給契約を解約することがあります。

(3)　関西電力および auEL は，(1)に定める電気給湯設備等の機能を確認させていただきます。この場合，関西電力および auEL は，電気給湯設備等の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

3　ポイント還元

auEL は本項に基づいて，電気供給サービスの料金（以下「本件電気料金」といいます。）に応じ，（2）の定めに従って算出した金額 1 円につき 1 ポイントの Ponta ポイント（以下「本件付与ポイント」といいます。）を付与します。Ponta ポイントは au Ponta ポイントプログラムに従って提供します。au Ponta ポイントプログラムは，「au Ponta ポイントプログラム利用規約」に従って提供され，お客さまは，電気供給サービスを申込みすると同時に，「au Ponta ポイントプログラム利用規約」に同意したものとみなされます。

(1)　契約種別およびポイント還元率

お客さまの契約切替前の契約種別または契約プランに応じて，下表のとおり契約種別およびポイント還元率（以下「還元率」といいます。）を適用します。

契約種別	ポイント還元率	契約切替前のご契約内容	
		小売電気事業者名称	契約種別または契約プラン名称
オール電化（東京 D）割引	0.5%	東京電力エナジーパートナー株式会社	季節別時間帯別電灯（電化上手）
オール電化（東京 D）	なし	上記以外	

(2)　ポイントの付与

auEL は au でんき約款に定める料金の算定期間における本件電気料金のうち燃料費調整額，再生可能エネルギー発電促進賦課金，消費税及び地方消費税相当額を除いた額（以下「本件対象額」といいます。）に応じて，本件対象額に還元率を乗じることにより得られた金額に基づき，本件付与ポイントのポイント数を算出します。なお，当該算出にあたり，１円未満の端数が生じた場合は，その端数を切り上げます。

なお，本件付与ポイントの付与は請求月の月末までに行います。お客さまのご契約状況，ご利用状況によっては，請求月の翌月以降に付与される場合があります。

(3)　ポイントの付与先（指定される auID に付与する場合）

電気供給サービスと組み合わせて利用する，au サービス（au（LTE）通信サービス又は au（5G）通信サービスをいいます。以下同じとします。）に係る契約者回線，UQ mobile サービス（UQ mobile 通信サービス又は UQ mobile 通信サービスⅡをいいます。以下同じとします。）に係る契約者回線，povo1.0 通信サービスに係る契約者回線又は FTTH サービス（インターネットサービス，FTTH 電話サービス又は TV サービスをいいます。以下同じとします。）に係る契約者回線（以下併せて「対象契約者回線」といいます。）について，auEL 所定の方法により申込みおよび指定された 1 つの対象契約者回線の auID に，本件付与ポイントを付与します。

auEL は，申込みが次の各号に定める条件のすべてを満たす場合，これを承諾するものとします。

イ　対象契約者回線について，現に au サービスの提供を受けていること，UQ mobile サービスの提供を受けていること，povo1.0 通信サービスの提供を受けていること又は FTTH サービスの提供を受

けていることもしくは FTTH サービスに係る契約の申込みを行っていること（その申込みが承諾されない場合を除きます。）。

ロ　その対象契約者回線の契約者が，法人でないこと。

ハ　その対象契約者回線の契約者の住所が，申込者の住所と同一であること。

ニ　その対象契約者回線の契約者が，申込者と同一であるか，申込者の家族（auEL 所定の基準を満たすものに限ります。）であること。

ホ　その対象契約者回線の契約者が，ポイント会員の資格を有すること，又はポイント会員の資格を有する見込みがあると auEL において判断されること。

なお，本件付与ポイントの付与は，申込みの翌月以降に請求する本件電気料金について行います。また，本件付与ポイントの付与時点で，対象契約者回線の利用に係る契約と紐付けて管理されている auID が有効でない場合は，auEL は，本件付与ポイントの付与の実施を要しないものとし，当該付与に係る auEL の債務は消滅するものとします。ただし，対象契約者回線が UQ mobile 通信サービスに係る契約の場合，本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の末日時点で対象契約者回線の利用に係る契約と紐付けて管理されている auID が有効でない場合は，auEL は，本件付与ポイントの付与の実施を要しないものとし，当該付与に係る auEL の債務は消滅するものとします。

(4)　ポイントの付与先（電気供給サービス契約者の auID に付与する場合）

(3)が適用されていない場合は，電気供給サービス契約者の au ID に対して，本件付与ポイントを付与します。ただし、次の各号のいずれかに該当した場合、本件付与ポイントの付与は行いません。

イ　auEL が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の末日（以下「判定日」といいます。）の時点において，電気供給サービス契約者の au ID に(5)で定める指定サービスのいずれもが紐づけて管理されていない場合，次の各号のいずれかに該当した場合，本件付与ポイントの付与は行いません。

(ｲ)　判定日の時点において，電気供給サービス契約者が取得しまたは電気供給サービス契約者に付与された au ID が有効でないとき。

(ﾛ)　判定日の時点において，ID 利用規約に基づき，前号の au ID の符号が有効に電気供給サービス契約者が指定するメールアドレスまたは任意の文字列に変更されていないとき。

(ﾊ)　判定日の時点において，(3)の適用を受けているとき。

(ﾆ)　判定日の時点において，電気供給サービス契約者の au ID に(5)で定める指定サービスのいずれかが紐づけて管理されているとき。

(ﾎ)　その他，auEL または KDDI の業務遂行上支障があるときまたは auEL または KDDI が不適当と判断したとき。

ロ　判定日の時点において，電気供給サービス契約者の au ID に(5)で定める指定サービスのいずれかが紐づけて管理されている場合，次の各号のいずれかに該当した場合，本件付与ポイントの付与は行いません。

(ｲ)　判定日の時点において，電気供給サービス契約者が取得しまたは電気供給サービス契約者に付与された au ID が有効でないとき。

(ﾛ) 判定日の時点において，(3)の適用を受けているとき。

(ﾊ) 本件付与ポイントの付与時点で，電気供給サービス契約者の au ID が有効でないとき。

(ﾆ) その他，auEL または KDDI の業務遂行上支障があるときまたは auEL または KDDI が不適当と判断したとき。

(5) 指定サービス

指定サービスは，次のとおりとします。

i. KDDI 等の au 約款に定める au（LTE）通信サービスもしくは au（5G）通信サービス
ii. KDDI 等の UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス，UQ mobile 通信サービスⅡ
iii. KDDI のビッグローブ提供サービスについての「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に定める通信サービスご利用料金等の請求・回収の取り扱い（以下「KDDI 請求」といいます。）。 但し，次の各号に定めるサービスのいずれかが，KDDI 請求の適用を受けている場合に限ります。 イ BIGLOBE 株式会社（以下「BIGLOBE」といいます。）の BIGLOBE サービス「BIGLOBE モバイル」特約に定める BIGLOBE モバイル ロ BIGLOBE の BIGLOBE サービス「BIGLOBE WiMAX」特約に定める BIGLOBE WiMAX ハ BIGLOBE の BIGLOBE サービス「BIGLOBE WiMAX 2+」特約に定める BIGLOBE WiMAX 2+ ニ BIGLOBE の BIGLOBE サービス「ビッグローブ光」特約に定めるビッグローブ光 ホ BIGLOBE の BIGLOBE サービス「BIGLOBE 光 au ひかり」コース特約に定める「BIGLOBE 光 au ひかり」コース及び「BIGLOBE 光 au ひかり・プラス」コース ヘ BIGLOBE の「BIGLOBE 光パック Neo with フレッツ」特約に定める BIGLOBE 光パック Neo with フレッツ ト BIGLOBE の「BIGLOBE 光 with フレッツ」特約に定める BIGLOBE 光 with フレッツまたは「ひかり」コース チ BIGLOBE の BIGLOBE サービス「ひかり」コース with ドコモ光 特約に定める「ひかり」コース with ドコモ光 リ BIGLOBE の BIGLOBE サービス「コミュファ光・Neo」及び「コミュファ光」コース特約に定める「コミュファ光・Neo」コースまたは「コミュファ光」コース ヌ BIGLOBE の BIGLOBE サービス「BIGLOBE eo 光」コース特約に定める「BIGLOBE eo 光」コース
iv. KDDI 等の povo 約款に定める povo1.0 通信サービス，povo2.0 通信サービス